支給認定申請に必要な書類・記入例

全員が提出する書類と該当者のみが提出する書類がありますので、良く御確認ください。 申請書の様式は各保健所で配布しているほか、県ホームページからダウンロードできます。

必ず提出が必要な書類・・・①~⑥

- ※①、②及び④は県ホームページからダウンロードできます。
- ① 県単独指定難病の医療給付に係る支給認定申請書

☞9~10頁

- ※申請書の下「特例事項」欄のうち、「人工呼吸器、体外式補助人工心臓を常時装着」に該当する場合は、【該当する方のみ提出する書類】が必要になります。
- ※県単独指定難病に起因して人工呼吸器等を装着している場合に限られますので、御注意ください。必要となる要件については、4頁注3を御覧ください。
- ② 医師が作成した臨床調査個人票(診断書)
 - ※診断書の内容が認定基準に合致しない場合や、記載不備等がある場合は、医療給付の認定をする ことができません。そのため、作成を依頼する際は、要件等について医師に御確認ください。
 - ※診断書作成に係る文書料は医療給付の対象となりません。
- ③ 健康保険者証のコピー

☞6頁

- ※患者以外にコピーが必要な場合がございます。詳細は次頁をご確認ください。
- ※健康保険証に有効期間が記載されている場合は、申請日時点で有効なものに限ります。
- ④ 保険者に対する高額療養費に係る所得区分照会に関する同意書

(県HPからダウンロードした場合は2部)

- ⑤ 世帯全員の記載がある住民票(申請日から|年以内に発行されたもの)
- 6 市町村・県民税課税(非課税)証明書(原本)

☞6頁~8頁

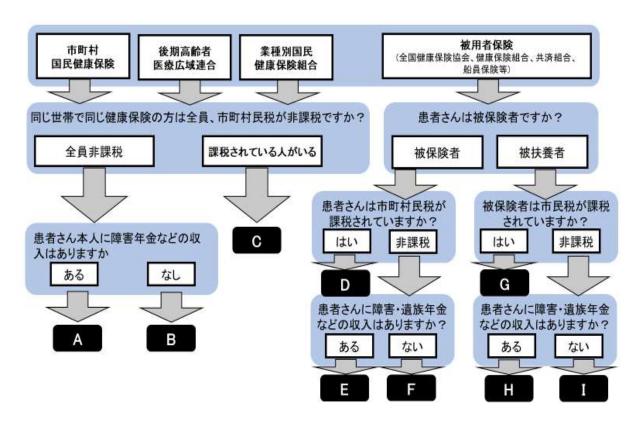
- ・(市町村民税非課税の場合)患者の障害基礎年金その他年金、給付金等の振込通知書等のコピー ※必要な課税証明書は、患者本人のみとは限りませんので、必ず次頁をご確認ください。
- 該当者のみ提出が必要な書類・・・⑦~⑧

※⑦~⑧は、県ホームページからダウンロードできます。

- ⑦ (県単独指定難病用)人工呼吸器等装着者に係る証明書
 - ・人工呼吸器等装着者として申請する場合は医師に記載を依頼してください。
- ⑧ 収入状況申告書

患者さんはどの健康保険証をお持ちですか?

前頁③と⑥について、患者さんがお持ちの健康保険証により提出していただく書類が異なります。



③必要とする健康保険証		⑥必要な課税証明書及び年金等の収入がわかる証明書類	
A	同じ世帯の方 全員分のコピー	・同じ医療保険の方全員分の課税証明書 ・患者さんの年金などの収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書(※)	A
В		・同じ医療保険の方全員分の課税証明書 ・患者さんの収入状況申告書(※)	В
С		・同じ医療保険の方全員分の課税証明書	С
D	患者さん(被保険者)分 のコピー	・患者さんの課税証明書	D
E		・患者さんの課税証明書 ・患者さんの年金などの収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書(※)	E
F		・患者さんの課税証明書及び収入状況申告書(※)	F
G	患者さん分のコピー	・被保険者の課税証明書	G
Н		・被保険者及び患者さんの課税証明書 ・患者さんの年金などの収入額がわかる振込通知書等及び収入状況申告書(※)	Н
I		・被保険者及び患者さんの課税証明書 ・患者さんの収入状況申告書(※)	I

※収入状況申告書については、次頁を参照してください。